

資料編

資料1	上位関連計画等.....	1
資料2	市民が選んだ関市の景観（アンケート）.....	6
資料3	関市の景観百選.....	11
資料4	用語の定義.....	27

資料 1 上位関連計画等

① 上位計画

■関市第4次総合計画（平成20年3月）

本市におけるまちづくりの上位計画である「関市第4次総合計画」では、まちづくりの基本理念及び将来像を次のように定めています。

まちづくりの基本理念

改革と協働で築く自立のまち

関市の将来都市像

水と緑の交流文化都市

～ときめき・きらめき・いきいき・せきし～

長良川、板取川、武儀川、津保川などの清流や緑豊かな自然を守り育て、住む人と自然が調和し共生するまちづくりを進めます。また、日本のほぼ中心に位置し、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点であるという優位な立地を活かしながら、「人・物・情報がいきいきと交流する活力あふれる都市づくり」を目指します。

■関市都市計画マスタープラン（平成23年3月）

関地域、武芸川地域の都市地域における個別計画である「関市都市計画マスタープラン」との調整を図ることも必要です。

将来都市像

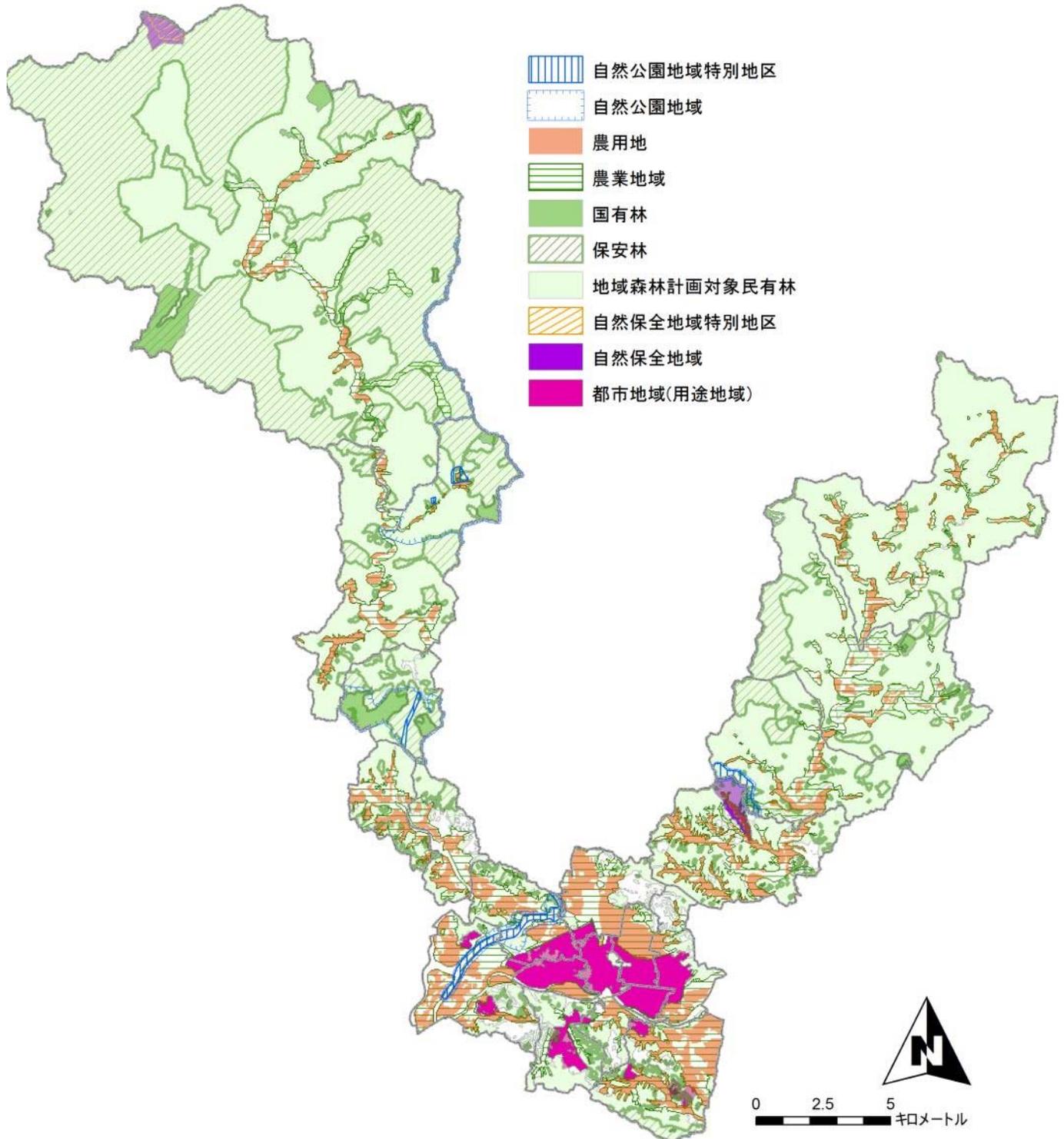
人と自然が共生する 活力あふれる交流文化都市

まちづくりの基本理念

- 人が集い、働き、交流する活力あふれるまちづくり
 - ・多様な都市機能や産業の集積と地域間の連携強化を図ることにより、人が集い、働き、交流する活力あふれるまちづくりを推進する。
- 人と自然が共生し、誰もが安心して暮らせるまちづくり
 - ・水や緑の恵まれた自然環境を守り育て、人と自然が共生するまちづくりを進めるとともに、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを推進する。
- 市民と行政の協働による個性と魅力を活かしたまちづくり
 - ・地域の特性を熟知している市民と行政の協働により、自然環境や伝統文化・歴史資源など、地域の個性と魅力を活かしたまちづくりを推進する。

② 現行の法令規制

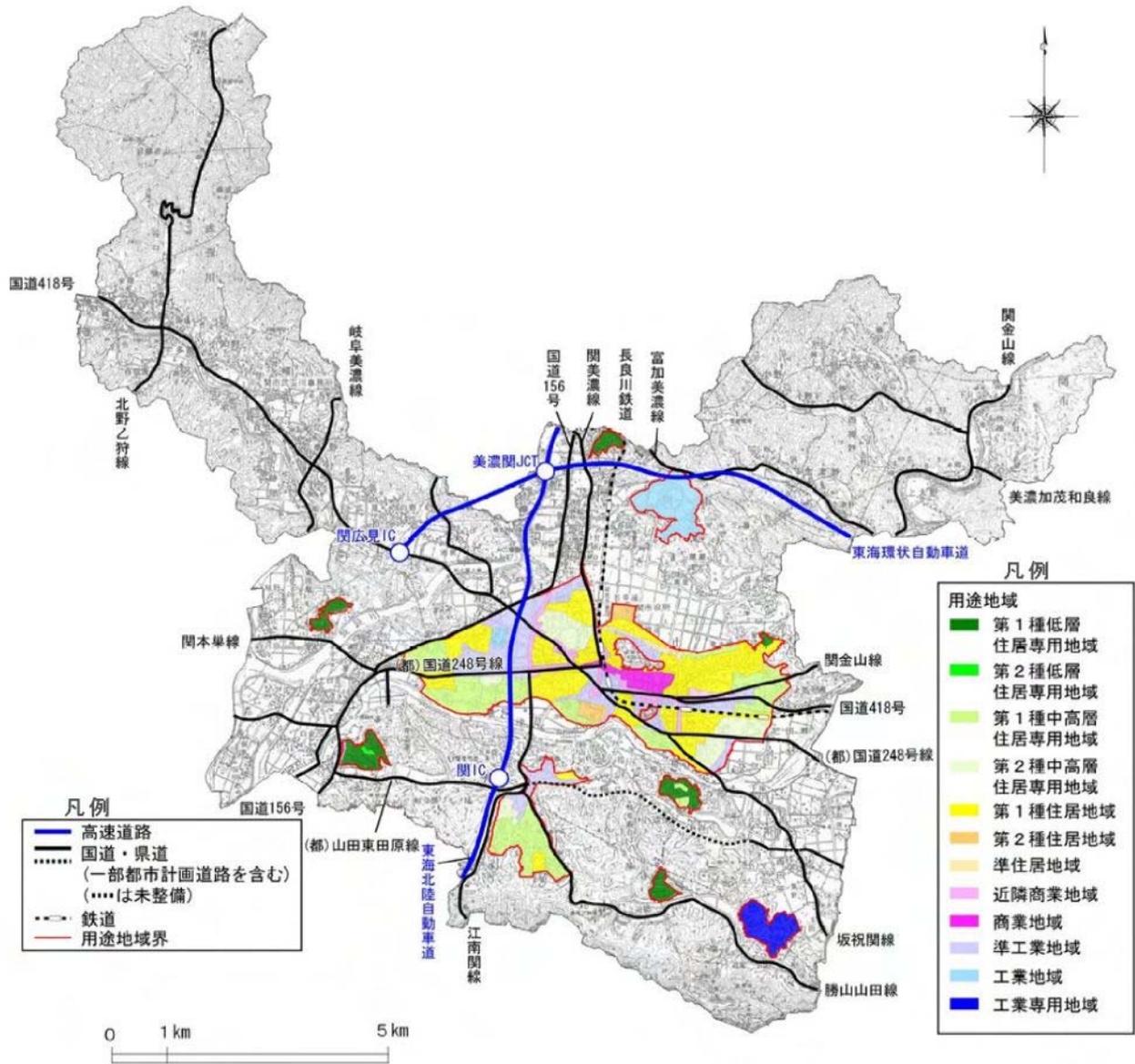
本市においては下記のような土地利用に関する法令が定められており、景観形成にあたっては、これらの土地利用に関する法令や計画等と連携させることが重要です。



出典：国土数値情報（平成 23 年度データ）国土交通省

[土地利用等の法令規制]

関地域、武芸川地域は都市計画区域であり、洞戸地域、板取地域、武儀地域、上之保地域は都市計画区域外となっています。



出典：都市計画基礎調査（平成20年度データ）関市

[都市計画（用途地域）]

③ 本市の指定文化財

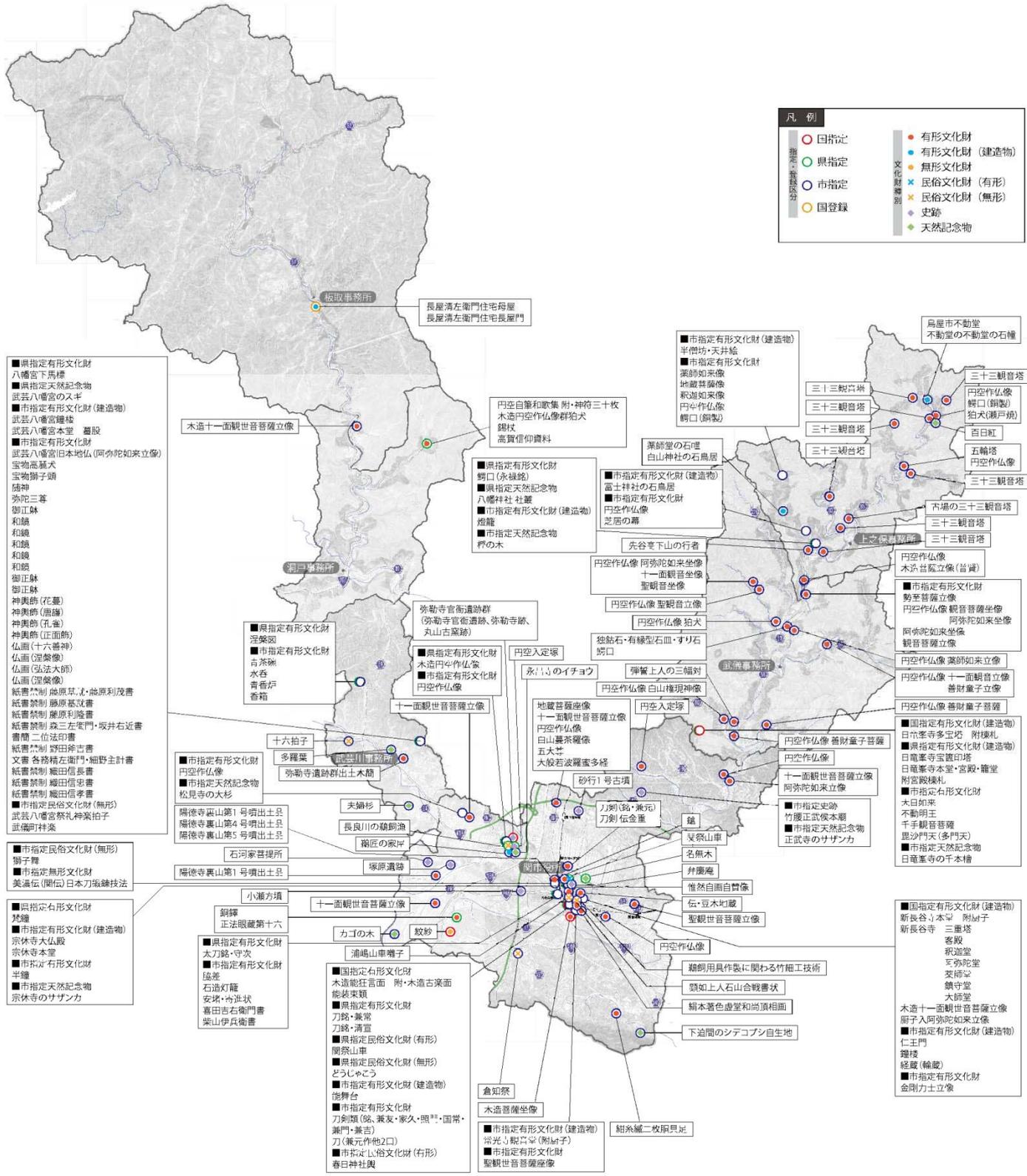
本市において、国、岐阜県及び本市により指定又は登録され、保護が図られている文化財は次の通りです。

国指定 16、県指定 24、市指定 165、国登録 2 の計 207 の文化財があります。

[指定文化財]

指定・登録区分 文化財種別		国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	9	2	18	2	31
	その他	5	14	121	0	140
無形文化財		1	1	1	0	3
民俗文化財	有形	0	1	1	0	2
	無形	0	2	7	0	9
史跡		1	1	6	0	8
天然記念物		0	3	11	0	14
合計		16	24	165	2	207

資料：関市文化課 平成 24 年現在



凡例	
● 国指定	● 有形文化財
● 県指定	● 有形文化財 (建造物)
● 市指定	● 無形文化財
○ 国登録	● 民俗文化財 (有形)
	● 民俗文化財 (無形)
	● 史跡
	● 天然記念物

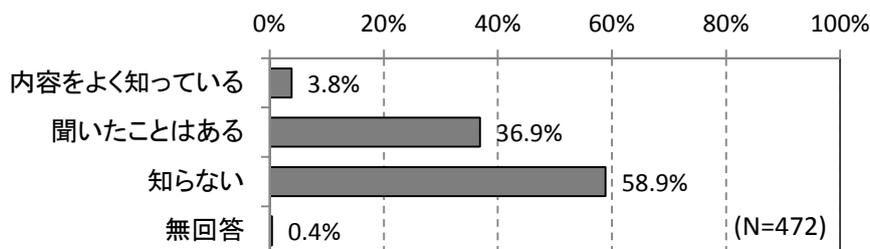
[指定文化財の分布]

資料2 市民が選んだ関市の景観（アンケート）

市民や来訪者を対象とした景観アンケート結果において、市民が選ぶ景観や今後の景観形成の取り組みについての主な意見は次の通りです。

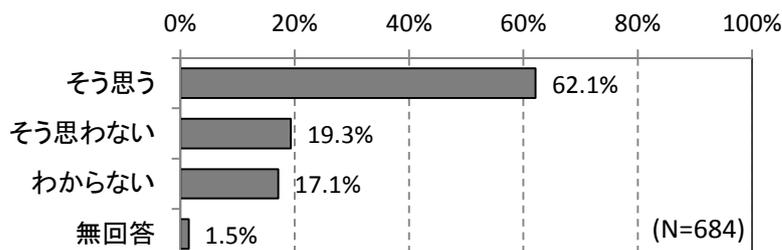
■「景観法」の認知度

○ 「景観法」の認知度は4割程度と低い



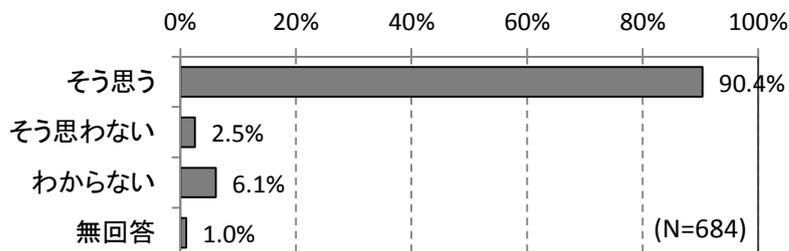
■関市が美しい景観に恵まれたまちであるかの認識度

○ 市は美しい景観に恵まれているとの回答は6割以上



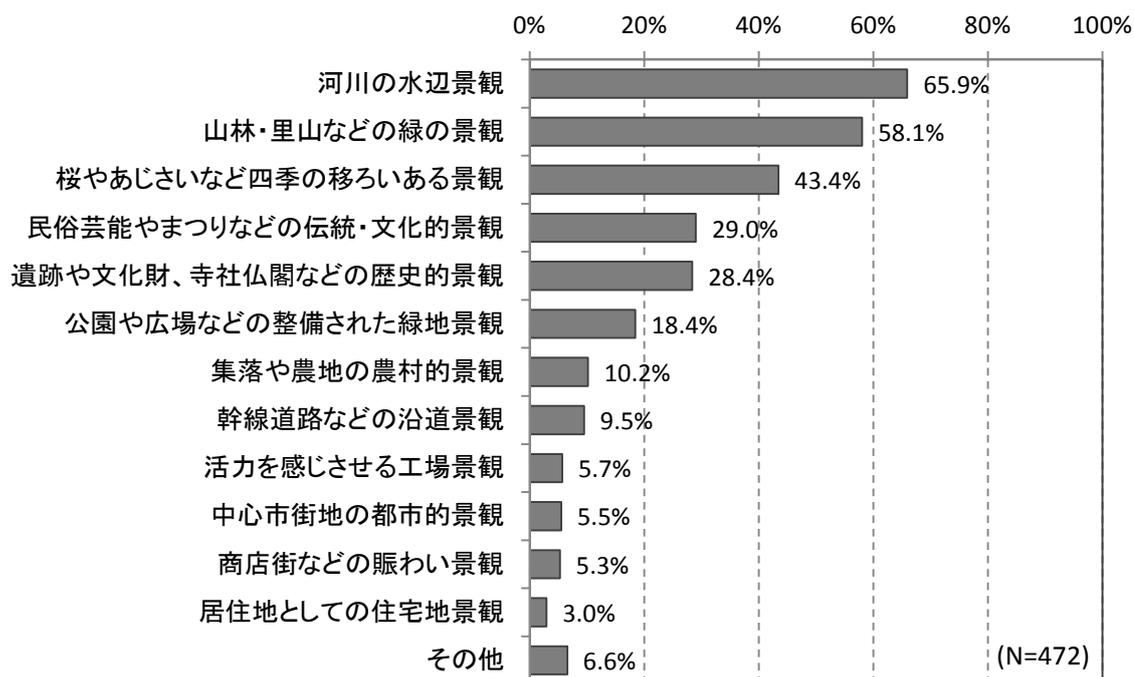
■関市にとって（あなたにとって）美しい景観の必要性

○ 関市にとって（あなたにとって）美しい景観は必要であるとの回答が大半



■ 関市の美しい景観や特徴的で良好な景観（複数回答可）

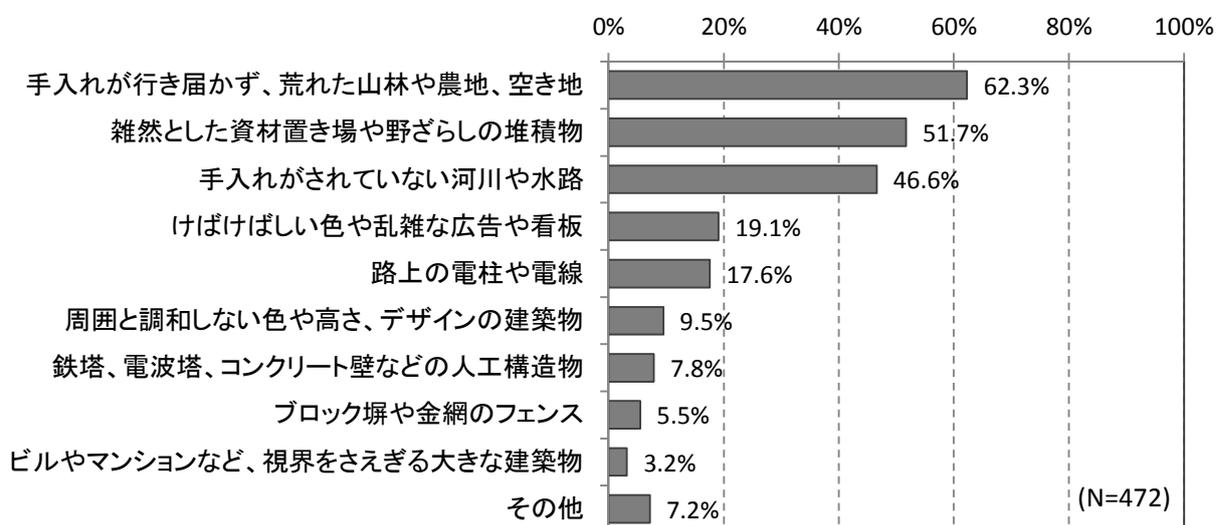
○ 河川や山林など自然系や四季の移ろいある景観の意見が多い



■ 関市の景観を損ねていると感じるもの（複数回答可）

○ 手入れがされていないものに対する意見が多い

○ 建築物や工作物などの人工構造物に対する意見は少ない



■関市の景観（具体的な景観）について

《関市を代表する景観、誇りに思う景観》

1位 長良川	2位 川浦溪谷、小瀬鶉飼	
(関地域) 1位 長良川	2位 小瀬鶉飼	3位 安桜山
(武芸川地域) 1位 寺尾ヶ原千本桜 (寺尾ヶ原千本桜公園)		
(洞戸地域) 1位 川浦溪谷		
(板取地域) 1位 川浦溪谷		
(武儀地域) —		
(上之保地域) —		

関市を代表する景観、誇りに思う景観では長良川や川浦溪谷、安桜山などの自然や、寺尾ヶ原千本桜などの四季、小瀬鶉飼や関善光寺等の寺社仏閣など歴史や文化に関する景観が多く挙げられています。

《あなたが好きな景観》

1位 長良川	2位 自然 (山、川、緑など)	3位 板取川
(関地域) 1位 長良川	2位 市役所 (市役所周辺)	3位 安桜山
(武芸川地域) 1位 寺尾ヶ原千本桜 (寺尾ヶ原千本桜公園)		
(洞戸地域) 1位 高賀山、板取川		
(板取地域) 1位 川浦溪谷		
(武儀地域) 1位 高澤観音 (大日山日龍峰寺)		
(上之保地域) —		

好きな景観では、関市を代表する景観等の意見と同様に自然型景観の意見が多い傾向がみられます。また、地域別に集計すると、居住する地域の景観を挙げている意見が多く、身近で慣れ親しんでいる景観を好む傾向があります。

《あなたが好きな景観のうち失われた景観、あるいは失われつつある景観》

1位 田園風景	2位 本町通り	3位 自然 (山、川、緑など)
(関地域) 1位 本町通り	2位 田園風景	3位 自然 (山、川、緑など)
(武芸川地域) 1位 自然 (山、川、緑など)		
(洞戸地域) 1位 板取川		
(板取地域) —		
(武儀地域) —		
(上之保地域) —		

好きな景観のうち失われた景観、あるいは失われつつある景観については、田園から住宅地へ変わったことや田園の荒廃などが挙げられています。「本町通り」では、昔のような活気がないことを挙げている意見が多くなっています。

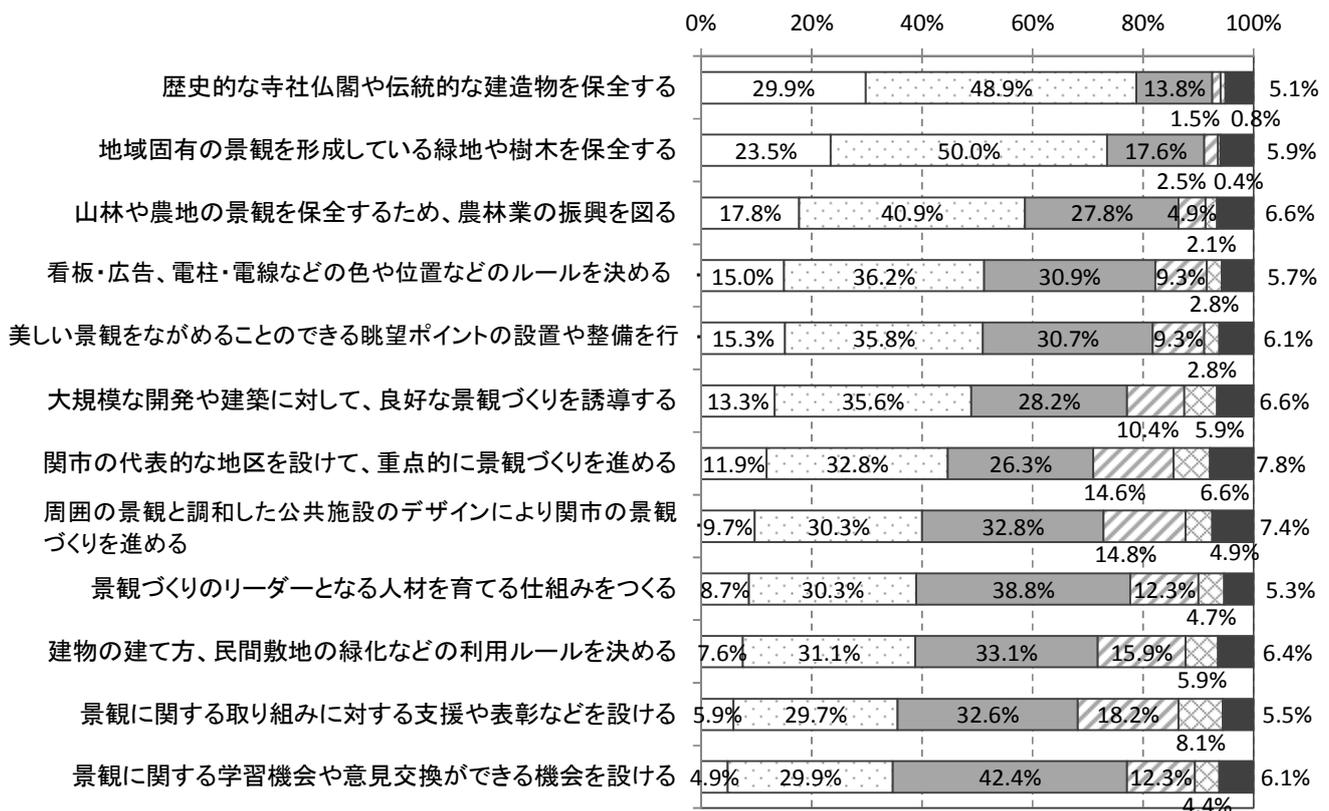
《「いやだな（よくない・好ましくない）」と思う景観》

1位 本町通り	2位 ごみ、廃棄物	3位 空家、空地
(関地域) 1位 本町通り	2位 ごみ、廃棄物	3位 空家、空地
(武芸川地域) —		
(洞戸地域) 1位 ごみ、廃棄物		
(板取地域) —		
(武儀地域) 1位 雑草		
(上之保地域) —		

「いやだな（よくない・好ましくない）」と思う景観には、ごみのポイ捨てや荒廃した空き家や空地、放置構造物の落書きや汚れなどの人がルールや秩序を守ることや管理することで改善される景観が多く挙げられています。

■美しい景観づくりを進めていくために必要な取り組み

○ 伝統的な建物や、緑地や樹木等の「保全」への取り組みを必要とする意見が多い

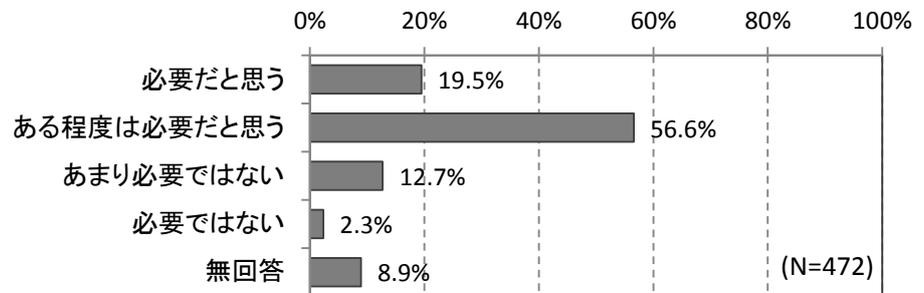


□ 特に必要 ▨ 必要 ■ 普通 ▩ あまり必要でない ▩ 必要ない ■ 無回答

■美しい景観をつくるためのルールづくりについて

1) 美しい景観をつくるための建物や広告などの高さ、色、デザインなどの一定のルールづくりの必要性

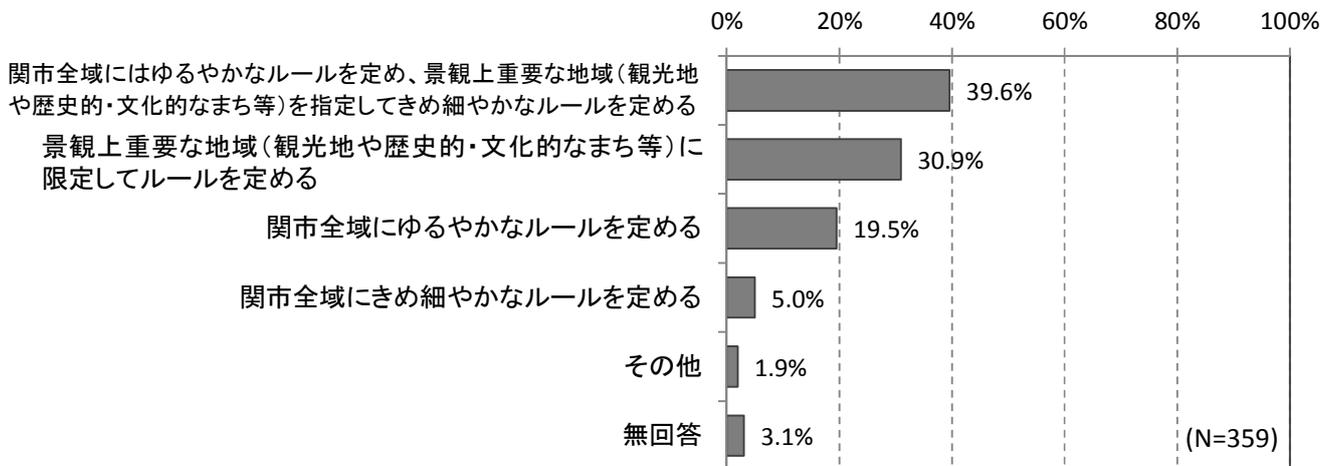
○ 美しい景観を守るためのルールを設けることに対して7割以上が必要であると回答



2) 1) で「必要だと思う」「ある程度は必要だと思う」の回答者への設問

美しい景観づくりのためのルールを導入した場合の設定方法

○ 市全域にゆるやかなルールかつ景観上重要な地域にはきめ細やかなルールを定めることに対する意見が4割



資料3 関市の景観百選

市民が選んだ景観資源を景観百選として次頁以降に示します。その景観百選を次のように分類すると、自然型景観が40箇所と最も多く、次いで居住型景観が32箇所となっています。

[景観100選の分類]

類型	定義	小類型	小計	計
自然型	山なみ、溪谷、河川など、関市の地形や気候のなかから自然に生成されてきたもの	山地	6	40
		溪谷	2	
		河川	14	
		樹木	8	
		田園	10	
歴史型	寺社、史跡など、長い歴史のなかで醸成されてきたもので形成時期が把握できるもの		24	24
居住型	人の暮らしのなかから人工的に形成されたもの	道路	7	32
		橋梁	3	
		公園	6	
		建造物	12	
		集落地	1	
		市街地	3	
文化型	風土に根ざして営まれてきた人の生活や生業の伝統的な祭りや伝統芸能など、人の文化的活動によって形成されたもの	行事まつり	7	7
眺望型	視対象を視点場から眺望したとき視覚で捉えられるもの	眺望	3	3
合 計			106	106

[選定の方法]

市民からの意見のあった景観資源

- ・景観アンケート結果の「関市を代表する景観、誇りに思う景観」、「あなたが好きな景観」
- ・景観写真募集の応募
- ・審議会委員の意見
- ・「ちいきのたからもの調査」（市内小学校）

[景観百選の一覧]

NO 1. 板取川

景観の分類：自然型



NO 2. 武儀川

景観の分類：自然型



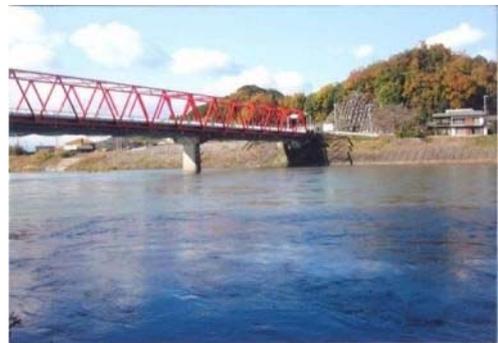
NO 3. 津保川

景観の分類：自然型



NO 4. 長良川

景観の分類：自然型



NO 5. 長良川と津保川の合流点

景観の分類：自然型



NO 6. 国道 248 号

景観の分類：居住型



NO 7. 県道 281 号 (けやき通り)

景観の分類：居住型



NO 8. アメリカフウの並木道

景観の分類：居住型



NO 9. 長良川鉄道

景観の分類：居住型



NO 10. 小瀬鶺鴒

景観の分類：自然型



NO 11. 鶺鴒の家屋

景観の分類：文化型



NO 12. 関まつり

景観の分類：文化型



NO 13. 円空入定塚

景観の分類：歴史型



NO 14. 弥勒寺跡

景観の分類：歴史型



NO 15. 迫間不動尊（ふどうの森）

景観の分類：歴史型



NO 16. 春日神社・宴能

景観の分類：文化型



NO 17. 関鍛冶伝承館

景観の分類：居住型



NO 18. 濃州関所茶屋

景観の分類：居住型



NO 19. 関鍛冶（古式日本刀鍛錬）

景観の分類：文化型



NO 20. 宗休寺（関善光寺）

景観の分類：歴史型



NO 21. 新長谷寺（吉田観音）

景観の分類：歴史型



NO 22. 名無木

景観の分類：自然型



NO 23. 百年公園

景観の分類：居住型



NO 24. 関川（関川の桜）

景観の分類：自然型



NO 25. 吉田川の桜（七右エ門桜）

景観の分類：自然型



NO 26. 中池公園

景観の分類：居住型



NO 27. 吉田沖

景観の分類：自然型



NO 28. のぞみヶ丘

景観の分類：居住型



NO 29. 安桜山

景観の分類：自然型



NO 30. 本町通り

景観の分類：居住型



NO 31. 大門町通り

景観の分類：居住型



NO 32. 一本木（榎の木）

景観の分類：自然型



NO 33. 市役所（市役所周辺）

景観の分類：居住型



NO 34. 各務用水取水口

景観の分類：自然型



NO 35. ふる里農園美の関からの眺望

景観の分類：眺望型



NO 36. 関南アルプス

景観の分類：自然型



NO 37. 稲口橋

景観の分類：居住型



NO 38. 刃物会館

景観の分類：居住型



NO 39. 関市民花火大会

景観の分類：文化型



NO 40. 鮎ノ瀬大橋

景観の分類：居住型



NO 41. 出初式（稲口の河原）

景観の分類：文化型



NO 42. 東光寺の大木（一ツ山）

景観の分類：自然型



NO 43. 上白金の桜

景観の分類：自然型



NO 44. 稲口橋上流の桜

景観の分類：自然型



NO 45. 津保川桜橋周辺の田園

景観の分類：自然型



NO 46. 富岡小学校周辺の田園

景観の分類：自然型



NO 47. 広見周辺の田園

景観の分類：自然型



NO 48. 暁堂寺（肥田瀬）

景観の分類：歴史型



NO 49. のこぎり屋根

景観の分類：居住型



NO 50. 天王池（黒屋）

景観の分類：自然型



NO 51. 永昌寺（小瀬）

景観の分類：歴史型



NO 52. 松尾山

景観の分類：自然型



NO 53. 本城山（西神野）

景観の分類：自然型



NO 54. 一本杉（神野）

景観の分類：自然型



NO 55. 大野神社（上大野）

景観の分類：歴史型



NO 56. 南宮神社（神野）

景観の分類：歴史型



NO 57. 小屋名の「行者様」(ほこら)

景観の分類：歴史型



NO 58. 長良川の渡し船(保戸島)

景観の分類：歴史型



NO 59. 牛舎(保戸島)

景観の分類：自然型



NO 60. へび坂(津保川台団地)

景観の分類：居住型



NO 61. 蓮華寺 首塚(植野)

景観の分類：歴史型



NO 62. 寺尾ヶ原千本桜公園

景観の分類：居住型



NO 63. 武芸八幡宮

景観の分類：歴史型



NO 64. 花馬まつり・武芸八幡神楽

景観の分類：文化型



NO 65. 武芸川ふるさと夏まつり

景観の分類：文化型



NO 66. 保木山のカタクリ（武芸川）

景観の分類：自然型



NO 67. 猪垣（武芸川）

景観の分類：自然型



NO 68. 汾陽寺（武芸川）

景観の分類：歴史型



NO 69. 道の駅 むげ川

景観の分類：居住型



NO 70. 谷口水辺公園（武芸川）

景観の分類：居住型



NO 71. あおぎりの木（武芸小学校のシンボルツリー）

景観の分類：自然型



NO 72. 武芸川スポーツ公園

景観の分類：居住型



NO 73. 白山神社 (武芸川)

景観の分類：歴史型



NO 74. 永昌寺 (武芸川)

景観の分類：歴史型



NO 75. 高賀山 (洞戸)

景観の分類：自然型



NO 76. 高賀山山頂

景観の分類：眺望型



NO 77. 高賀神社

景観の分類：歴史型



NO 78. 高賀神水庵

景観の分類：居住型



NO 79. 高賀溪谷

景観の分類：自然型



NO 80. 洞戸円空記念館

景観の分類：居住型



NO 81. 洞戸の山なみ・集落

景観の分類：居住型



NO 82. 縄文橋（洞戸）

景観の分類：居住型



NO 83. ラステンほらど

景観の分類：居住型



NO 84. 岩門の滝（洞戸）

景観の分類：自然型



NO 85. アジサイロード

景観の分類：居住型



NO 86. 21世紀の森公園（板取）

景観の分類：居住型



NO 87. 株杉（板取）

景観の分類：自然型



NO 88. 川浦溪谷（板取）

景観の分類：自然型



NO 89. 板取川温泉バーディハウス

景観の分類：居住型



NO 90. 白水の滝（板取）

景観の分類：自然型



NO 91. 杉原の大杉（板取）

景観の分類：自然型



NO 92. えごま栽培（板取）

景観の分類：自然型



NO 93. 高澤観音（大日山日龍峰寺）

景観の分類：歴史型



NO 94. 高澤観音（大日山日龍峰寺）の多宝塔

景観の分類：歴史型



NO 95. 高澤観音（大日山日龍峰寺）の山門

景観の分類：歴史型



NO 96. 平成こぶし街道（関金山線（県道58号））

景観の分類：居住型



NO 97. 清兵衛淵（下之保）

景観の分類：自然型



NO 98. 平成山（下之保）

景観の分類：自然型



NO 99. 道の駅 平成

景観の分類：居住型



NO 100. 水無神社（獅子舞、春の祭礼）
（富之保）

景観の分類：歴史型



NO 101. 上之保温生涯学習センター

景観の分類：居住型



NO 102. 上之保温泉ほほえみの湯からの
眺望

景観の分類：眺望型



NO 103. 三十三観音塔（上之保）

景観の分類：歴史型



NO 104. お茶畑と石垣（上之保）

景観の分類：自然型



NO 105. 八幡神社（上之保）

景観の分類：歴史型



NO 106. 和田野の桜とひがん花（上之保）

景観の分類：自然型



資料 4 用語の定義

あ行……………

屋外広告物

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲示され、又は表示されたもの並びにこれらに類したものです。（屋外広告物法第 2 条）

か行……………

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。（都市計画法第 4 条）

景観行政団体

景観計画の策定や景観計画に伴う措置等景観法全般の行政を担う地方公共団体です。指定都市の区域では各指定都市が中核都市（人口 30 万人以上の都市で地方自治法により中核として指定されたもの）の区域では各中核都市が、それ以外は基本的に都道府県が景観行政団体になります。ただし、指定都市、中核都市以外でも景観行政を担うことについて都道府県知事と協議してその同意を得た場合は景観行政団体になることができます。（景観法第 7 条）

景観計画

景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことをいい、次の事項を定めることになっています。（景観法第 8 条）

- (1) 景観計画の区域
- (2) 景観計画区域内の良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- (5) その他、選択事項として屋外広告物、景観重要公共施設、景観農業振興地域整備計画等に関する事項等を定めることができます。

景観重要建造物

景観計画に定められた方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観形成に重要な建造物です。（景観法第 19 条）

景観重要公共施設

道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係わる公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観形成に重要なものとして定められたものです。（景観法第 8 条）

景観重要樹木

景観計画に定められた方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観形成に重要な樹木です。（景観法第 28 条）

景観協定

景観計画区域内の一団の土地所有者及び借地権者全員（借地権の目的となっている土地所有者は除く）の合意の基に締結される当該土地の区域における良好な景観形成に関する協定です。（景観法第 81 条から 91 条）

景観農業振興地域整備計画

農業振興地域内にあるものについて農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要があると認める場合に、市町村が作成する計画です。（景観法第 55 条）

景観法

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。法は理念等を定めた基本法的な部分、景観地区の指定等、行為の制限に関する部分、景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めた部分で構成されています。

建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの、これに附属する門もしくは塀、観覧のための工作物、又は地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものです。（建築基準法第 2 条）

建築等

建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更を建築等としています。（景観法第 16 条第 1 項）

建設等

工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更を建設等としています。（景観法第 16 条第 1 項）

工作物

建築物の外、橋梁、トンネル、煙突、広告塔、擁壁など土地に定着する人工的な建造物です。建築物と対比して建築物以外をいう場合もあります。

さ行・・

彩度

色の「鮮やかさ」を示したものです。無彩色を彩度 0 とし、色の鮮やかさが増す毎に 1, 2, 3 … と大きくなります。純色ほど彩度が高く、色が混ざり合うことにより彩度が低くなり、色相によって彩度の上限が異なります。

修景

景観に調和するよう、建築物やその他の工作物の外観を建築、改修することです。

色相

色の系統のことをいい、赤（R）・黄（Y）・緑（G）・青（B）・紫（P）の 5 つの基本色相と黄赤（YR）・黄緑（GY）・青緑（BG）・青紫（BP）・赤紫（RP）の 5 つの中間色相があり、各色相に 0～10 の目盛りが付けられています。

ま行・・

明度

色の「明るさ（明暗）」を示したものです。光を完全に吸収する理想的な黒が明度 0、光を完全に反射する理想的な白を 10 として、その間の明るさの段階を感覚的に等間隔になるように分割しています。

ら行・・

ランドマーク

特定の地域の景観を特徴付ける目印となるものです。